

仕 様 書

第 1 業務名

社会的インパクト創出につながるアクセラレーション業務

第 2 業務目的

堺市は、中百舌鳥エリアをイノベーション創出拠点と位置づけ、堺市基本計画 2025 の KPI「イノベーション創出につながる事業数 100 件」の 2025 年までの達成と、そのプロセスを通じた堺・中百舌鳥イノベーション創出拠点の形成を進めている。

本業務は、インパクトスタートアップの育成、すなわち地域課題の解決や社会に新たな価値を創出する取組に意欲があり、経済的な成長をめざす事業者等に対し、社会課題の認識や解決に向けた手法の解像度向上、取組をすすめる上で必要な経営知識や人的ネットワーク等の取得と活用の支援を行うことで、社会課題解決型事業の創出を実現し、ひいては中百舌鳥エリアからの連続的なイノベーション創出を図ることを目的とする。

第 3 履行場所

堺市内ほか

第 4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

第 5 業務内容

(1) キックオフイベント

社会課題解決型事業の創出と経済的な成長を両立し前向きな影響を社会にもたらし起業家や事業者（インパクト・スタートアップ）創出に向けた機運醸成を図るため、社会課題解決に意欲のある起業家や起業をめざす方、堺市内の事業者等に対し、下記内容のイベントを 1 回実施すること。

○イベントは、オフラインでの開催とする。ただし、受注者がオンラインでの同時配信を希望する場合は市と協議するものとし、許可を得た場合の機材の調達や配信については受注者において行うものとする。

○イベントには、社会起業家等をゲストとして招いた基調講演とパネリスト（3 名程度）によるパネルディスカッションを盛り込むこと。なお社会起業家及びパネリストについては、市と協議のうえ決定するものとする。

○イベント及び（2）支援プログラム周知に係るチラシデータを作成すること。チラシデータは A4 サイズ両面構成、データ形式は pdf とする。

- 作成したチラシデータについて、少なくとも2回の校正の機会を設けること。
- チラシは、カラー刷り、A4 上質紙両面とし、キックオフイベント実施の約1か月前までに発注者へ300部納品すること。
- 堺市の各施設等へのチラシの配架は、発注者において行うものとする。
- 受注者は、遅くともキックオフイベント開催1か月前と2週間前にそれぞれ1回以上、受注者のホームページや SNS、人的ネットワークなどでキックオフイベント及び支援プログラムの広報を行うこと。
- 市と協議の上、キックオフイベントの参加者募集・受付を行うこと。募集期間は少なくとも1か月以上設けるものとする。なお、参加者の受付にあたっては、市と協議のうえ下記の項目を取得すること。
 - (ア) 氏名
 - (イ) 年齢
 - (ウ) 企業名（法人の場合に限る）
 - (エ) 連絡先
 - (オ) プログラムを知ったきっかけ（市の広報紙、知人からの紹介など）
- 会場はさかい新事業創造センター（堺市北区長曾根町130番地42）多目的会議室（86.5 m²）を基本とし、会場の確保は市において行い受注者の費用負担は求めない。ただし、受注者が他の施設での開催を希望する場合、当該施設の使用料は受注者の負担とする。

※参考 さかい新事業創造センター多目的会議室 備品

- ・スクリーン 1面
- ・プロジェクター 1台
- ・マイク（有線2本・ワイヤレス2本）
- ・会議用机 10脚
- ・会議用椅子 120脚

（2）支援プログラム

①参加者の募集

- 支援プログラムの参加者を10者程度募集すること。
- 募集開始はキックオフイベント参加者募集と同時に行い、締め切りは概ねプログラム開始の2週間前とする。
- 支援プログラム参加者募集の範囲は、次の内容をすべて満たすものとする。
 - ・概ね40歳までの方
 - ・起業を考えている、または起業している方（法人化の有無は問わない）
 - ・ビジネスを通じた社会課題の解決に意欲のある方
- 支援プログラム参加者募集の広報は（1）キックオフイベント参加者募集と合わ

せて行うこと。

○支援プログラムの応募受付はオンラインで行うものとし、応募フォームは市と協議のうえ受注者が作成すること。

○応募フォームには、下記の項目を設定すること。

(ア) 氏名

(イ) 年齢

(ウ) 企業名（法人の場合に限る）

(エ) 連絡先

(オ) プログラムを知ったきっかけ（市の広報誌、知人からの紹介など）

(カ) 創業年数

(キ) 解決したい社会課題

(ク) ビジネスアイデアまたはビジネスプラン

②参加者の決定

○参加者は、市と協議のうえ決定する。決定者への通知は受注者から行うこと。

③支援プログラムの内容

○支援プログラムは4回以上開催し、各回少なくとも専門家や社会起業家等を1名講師として招くこと。

○支援プログラムはセミナーまたはワークショップ、専門家によるメンタリングなどの手法によること。

○支援プログラム実施に係る資料は受注者において準備するものとし、データまたは紙媒体を問わない。

○1回の時間は2～3時間程度とする。

○支援プログラムは、下記内容を含むこと。

- ・インパクト評価やインパクト投資など社会課題解決型事業の成長につながる知識の提供
- ・解決したい社会課題の本質理解の向上やビジネスアイデアとの関係性の整理
- ・ビジネスモデル図の作成やメンタリング等を通じた社会課題解決型事業の構築及びブラッシュアップ
- ・融資や投資などの経営知識、法務、人的ネットワークの獲得

○支援プログラムはオンライン、またはオフラインとのハイブリッドでの開催も可能とする。ただし、オフラインで実施する場合、会場はさかい新事業創造センターを基本とし、会場の確保は市において行い受注者の費用負担は求めない。ただし、受注者が他の施設での開催を希望する場合、当該施設の使用料は受注者の負担とする。

④情報共有

- 本事業の内容及び進捗等の共有を図るため、無料で利用できるチャットアプリ等を活用した情報共有の仕組みを構築すること。
- 情報共有にあたっては、下記の 2 グループを作成すること。
 - ・市と受注者
 - ・市と受注者及び参加者
- 情報共有は、少なくともプログラム開始前に 1 回、プログラム終了と次のプログラム開始の間に 1 回行うこと。

(3) 成果発表会

支援プログラムを通じて構築またはブラッシュアップされた事業案を発表するため、下記内容の成果発表会を 1 回開催すること。

- 成果発表会は、オフラインでの開催とする。ただし、受注者がオンラインでの同時配信を希望する場合は市と協議するものとし、許可を得た場合の機材の調達や配信については受注者において行うものとする。
- 成果発表会には、社会起業家等を 3 名程度メンターとして招待すること。なおメンターについては、市と協議のうえ決定するものとする。
- 受講者の発表に対し、メンター及び参加者からのフィードバックの機会を設けること。
- 会場はさかい新事業創造センター多目的会議室を基本とし、会場の確保は市において行い受注者の費用負担は求めない。ただし、受注者が他の施設での開催を希望する場合、当該施設の使用料は受注者の負担とする。

(4) 業務体制

- 本業務の進行及び全体の統括を行う責任者を 1 名以上配置すること。
- その他、全体統括補佐を 1 名以上、本業務の運営を行うもの（責任者及び全体統括補佐以外）を少なくとも 2 名以上配置すること。

(5) その他

- 責任者または統括補佐は、市が実施する支援事業間の連携を促進する会議へ参加すること。会議は年 3 回程度を予定しており、うち 1 回はさかい新事業創造センターで実施、残りはオンラインでの開催を予定している。
- 市が実施する「イノベーション創出に向けた PR 事業」の中百舌鳥イノベーション創出拠点全国発信イベントに市と協議のうえ本業務の受講者を参加させるなどの協力を行うこと。

(6) 取組目標

本業務の履行にあたり、下記の内容を目標として取り組むこと。

実証事業や堺市や S-Cube が実施する他の事業者支援プログラムへの参加など
ステップアップが可能なプロジェクトの創出 3 件程度

第 6 成果品

- ・キックオフイベントから連続講座までの実施内容や参加者の成果内容、本業務の検証内容、検証結果を踏まえ社会課題解決型事業の成長を促進させる手法の提案を報告書としてとりまとめ提出すること。

報告書	A4 両面刷り（製本不要） 1 冊（20 ページ程度）
報告書の電子データ	記録メディア（DVD 等）2 部

第 7 スケジュール

想定しているスケジュールは下記のとおり。

令和 7 年 7 月	キックオフイベント
令和 7 年 8 月～	支援プログラムの実施
令和 8 年 2 月	成果発表会の開催

第 8 その他

- (1) 本業務履行に際し、疑義がある場合は、あらかじめ発注者の指示を受けること。
- (2) 本仕様書に明示されていない事項は、発注者と受注者とで協議して定めること。
- (3) 受注者は発注者と連絡を密にし、作業上必要な資料及び発注者の指示する書類は遅滞なく作成し、報告、提案及び協議を行い、発注者の承認を得て業務を遂行すること。
- (4) 受注者は、この契約に関し、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。また、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等と併せ、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報は鍵付きの金庫に保管、送付先のダブルチェック、データのパスワード設定等の対策を図ること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行につい

て遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（１）に定める報告及び届け出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。